1

毎週月.水.金曜日発行



号 外(2)

目

次

人事委員会規則

○期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則

S. JACT

○富山県会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する規則の一部を改正 する規則

3

1

規

則

期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和6年12月20日

富山県人事委員会

委員長 川 合

哲

富山県人事委員会規則第16号

期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則

第1条 期末手当及び勤勉手当に関する規則(平成18年富山県人事委員会規則第 271号)の一部を次のように改正する。

第24条第1項第1号中「100分の116以上100分の197.5以下」を「100分の121以上100分の202.5以下」に、「100分の141以上100分の237.5以下」を「100分の146以上100分の242.5以下」に改め、同項第2号中「100分の108.5以上100分の116未満」を「100分の113.5以上100分の121未満」に、「100分の131以上100分の141未満」を「100分の136以上100分の146未満」に改め、同項第3号中「100分の99.5以上100分の101以下」を「100分の104.5以上100分の106以下」に、「100分の119.5以上100分の121以下」を「100分の124.5以上100分の104.5未満」に改め、同項第3号中「100分の126以下」に改め、同項第4号中「100分の99.5未満」を「100分の104.5以上100分の104.5以上100分の126以下」に改め、同項第4号中「100分の99.5未満」を「100分の104.5未満」に、「100分の119.5未満」を「100分の124.5未満」に改める。

第25条第1号中「100分の 48.75超」を「100分の 51.25超」に、「100分の 58.75超」を「100分の 61.25超」に改め、同条第2号中「100分の 48.75」を「100分の 51.25」に、「100分の 58.75」を「100分の 61.25」に改め、同条第3号中「100分の 48.75未満」を「100分の 51.25未満」に、「100分の 58.75未満」を「100分の 61.25未満」に、「100分の 58.75未満」を「100分の 61.25未満」に改める。

第2条 期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を次のように改正する。

第24条第1項第1号中「100分の121以上100分の202.5以下」を「100分の118.5以上100分の200以下」に、「100分の146以上100分の242.5以下」を「100分の143.5以上100分の240以下」に改め、同項第2号中「100分の113.5以上100分の121未満」を「100分の111以上100分の118.5未満」に、「100分の136以上100分の146未満」を「100分の133.5以上100分の143.5未満」に改め、同項第3号中「100分の104.5以上100分の106以下」を「100分の102以上100分の103.5以下」に、「100分の124.5以上100分の126以下」を「100分の102以上100分の122以上100分の123.5以下」に改め、同項第4号中「100分の104.5未満」を「100分の104.5未満」を「100分の102未満」に改める。

第25条第1号中「 100分の 51.25超」を「 100分の50超」に、「 100分の 61.25超」を「 100分の60超」に改め、同条第2号中「 100分の 51.25」を「 100分の50」に、「 100分の 61.25」を「 100分の60」に改め、同条第3号中「 100分の 51.25未満」を「 100分の 51.25未満」を「 100分の60未満」に、「 100分の 61.25未満」を「 100分の60未満」に改める。

附則

(施行期日等)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和7年4月 1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の期末手当及び勤勉手当に関する規則の規定は、令 和6年12月1日から適用する。

(人委・企画・任用課)

富山県会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する規則の一部を改正する規則 を公布する。

令和6年12月20日

富山県人事委員会

委員長 川 合

哲

富山県人事委員会規則第17号

富山県会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する規則の一部を改 正する規則

富山県会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する規則(令和2年富山県人事 委員会規則第2号)の一部を次のように改正する。

第20条に次の1項を加える。

2 第17条第1項第1号に定める者が休職にされた場合の給与については、前項 の規定にかかわらず、外国青年招致事業の実施の基準に従い、任命権者が定め るものとする。

別表第1から別表第4までを次のように改める。

別表第1 (第18条関係)

行政職報酬等基準額表

職の区分	単純な、又は定型的	専門的な知識経験又	専門的な知識経験又
	な業務に従事する職	は資格を要する業務	は資格を要する困難
		に従事する職	な業務に従事する職
号給	月額	月額	月額
	円	円	円
1	183, 500	220, 000	247, 300
2	188, 000	225, 600	248, 500
3	194, 500	230, 000	249, 700
4	201, 000	234, 400	250, 900
5	207, 400	238, 200	252, 100
6	213, 600	241, 400	253, 300
7	220, 000	243, 800	254, 500

4	4 令和 6	年 12 月 20 日	富	Щ	県	報	号	外(2)	
	8		225, 600			246, 000	25	5, 700	
	9		,			247, 300	25	6, 900	
	10					248, 500	25	8, 100	

別表第2 (第18条関係)

教育職報酬等基準額表

職の区分	講師その他教育に関す	市その他教育に関す 実習助手	
	る業務に従事する職		
号給	月額	月額	月額
	円	円	円
1	255, 600	255, 600	255, 600
2	260, 800	260, 800	260, 800
3	267, 600	267, 600	267, 600
4	275, 900	275, 900	
5	284, 600	284, 600	
6	292, 200	292, 200	
7	299, 400	299, 400	
8	306, 200	306, 200	
9	313, 000	313, 000	
10	319, 700		
11	326, 700		
12	333, 700		
13	339, 300		
14	345, 500		
15	351, 700		
16	357, 900		
17	364, 100		
18	370, 300		
19	375, 900		

別表第3 (第18条関係)

医療職報酬等基準額表

職の区	医師又は	薬剤師	獣医師	管理栄養士	栄養士	診療放射線	看護師又
分	歯科医師					技師、臨床	は助産師
						検査技師、	
						臨床工学技	
						士、理学療	
						法士、作業	
						療法士、視	
						能訓練士、	
						言語聴覚士、	
						歯科衛生士	
						又は歯科技	
						工士	
号給	月額						
	円	円	円	円	円	円	円
1	291, 400	250, 100	292, 800	238, 800	220, 500	232, 100	248, 000
2	300, 300	251, 300	293, 900	241, 800	224, 900	235, 600	252, 000
3	314, 100	252, 500	294, 900	244, 000	228, 500	238, 800	255, 200
4	327, 800						258, 300
5	341, 500						
6	354, 000						

別表第4 (第18条関係)

高度専門職報酬等基準額表

号給	月額	
	円	
1	392, 000	
2	440, 000	
3	492, 000	
4	555, 000	

5	634, 000
6	740, 000
7	864, 000

附 則

(施行期日等)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、別表第1から別表第4までの改 正規定は、令和7年2月1日から施行する。
- 2 この規則による改正後の富山県会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する 規則(次項において「新規則」という。)の規定は、令和6年4月1日から適用 する。

(給与の内払)

3 新規則の規定を適用する場合においては、この規則による改正前の富山県会計 年度任用職員の給与及び費用弁償に関する規則の規定に基づいて支給された給与 は、新規則の規定による給与の内払とみなす。

(人委・企画・任用課)